

特定社会保険労務士

高田馬場労務事務所

〒169-0075
東京都新宿区高田馬場 4-29-30
ビルレジ・N502 号
TEL & FAX 03-6780-0894
メール onosato@kyuyo.biz



「特定受託事業者(フリーランス)に係る取引の適正化に関する検討会」報告書がまとめられました

特定受託事業者(フリーランス)に係る取引の適正化等に関する法律(以下、「本法」といいます)の施行に向けて、政令または公正取引委員会規則で定めるとされている事項について、公正取引委員会は、各業種における取引実態を踏まえ、特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会がとりまとめた報告書を公表しました。

◆業務委託をした場合に明示しなければならない事項(本法3条1項)

本法3条1項では、業務委託事業者が特定受託事業者に業務委託をした場合、公正取引委員会規則に定める事項を明示しなければならないとされています。この公正取引委員会規則に定める事項について、下請法や業法・業界の慣行とそろえるべきとの意見により、下記の事項とすることが適当と示されました。

- ① 業務委託事業者および特定受託事業者の商号、名称等
- ② 業務委託をした日
- ③ 特定受託事業者の給付・役務を受領する期日
- ④ 特定受託事業者の給付を受領する場所
- ⑤ 給付・役務の内容を検査する場合は、検査完了期日
- ⑥ 報酬をデジタル払い(報酬の資金移動業者

の口座への支払い)する場合に必要な事項

◆規定の対象となる業務委託の期間(本法5条1項柱書)

本法第5条では、特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し、業務委託をした場合にしてはならない行為を定めています。この規定の対象となる業務委託は、政令で定める期間以上の期間行うもの(契約の更新により、期間以上継続して行うこととなるものを含みます)に限定されており、この具体的な期間は「1か月」とすることが適当と示されました。

報告書では、上記2点のほか、任意事項とされる電磁的方法による明示の認否や、再委託する場合の取扱いについても方針が示されています。フリーランスとの取引がある場合は、新法の施行までに準備を進めていきましょう。

【公正取引委員会「『特定受託事業者に係る取引の適正化に関する検討会』報告書について】

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240119_1_f1_report.html

2024年10月からの社会保険適用拡大に関するQ&Aが公開されました

所定労働時間または所定労働日数が通常の労働者(正社員)の4分の3に満たない短時間労働者でも、①1週の所定労働時間が 20 時間

以上であること、②所定内賃金が月額 8.8 万円以上であること、③学生でないこと、④特定適用事業所に使用されていること、という要件を満たせば、健康保険と厚生年金保険の被保険者になります。

今年の 10 月から、④の特定適用事業所の企業規模要件が、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が常時 100 人を超える企業から常時 50 人を超える企業に拡大されるため、厚生労働省によるQ & Aが公開されました。関係のある方は、下記をご確認ください。

◆問9 「被保険者の総数が常時 50 人を超える」とは、どのような状態を指すのか。どの時点で常時 50 人を超えると判断することになるのか。
(答)「被保険者の総数が常時 50 人を超える」とは、①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12か月のうち、6か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合を指します。②個人事業所の場合は、適用事業所ごとに使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 12 か月のうち、6か月以上 50 人を超えることが見込まれる場合を指します。

◆問 10 特定適用事業所に該当した適用事業所は、どのような手続が必要になってくるか。
(答)特定適用事業所に該当した場合は、①法人事業所の場合は、同一の法人番号を有する全ての適用事業所を代表する本店又は主たる事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります(健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。)。②個人事業所の場合は、各適用事業所から、事務センター等へ特定適用事業所該当届を届け出ることになります(健康保険組合が管掌する健康保険の特定適用事業所該当届については、健康保険組合へ届け出ることになります。)。

【厚生労働省「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大Q & A集(令和6年 10 月施行分)】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku-00001/t240124t0010.pdf>

花粉飛散量が「極めて多い日」はテレワークの検討も

◆表示ランクを 30 年ぶりに改定

日本花粉学会は昨年 12 月、花粉飛散量の表示ランクを 30 年ぶりに改定し、これまでの「非常に多いと」いうランクを 1 日 1 平方センチあたりのスギ・ヒノキの花粉数 50 個以上から 100 個未満に改訂し、新たに 100 個以上の日を「極めて多い」とすることとしました。

《新基準》少ない: 10 個未満

やや多い: 10 個～30 個未満

多い: 30 個～50 個未満

非常に多い: 50 個～100 個未満

極めて多い: 100 個以上

これに伴い、環境省と厚生労働省は花粉症対策についてまとめたリーフレットを公表しました。

◆外出を避け「テレワーク」の活用も

リーフレットには、予防策として、顔にフィットするマスクやメガネの着用や、花粉飛散の多い時間帯(昼前後と夕方)の外出を避けることを挙げています。また、職場の対策として、まだ発症していないにもテレワークを活用するなどの予防行動をとることを推奨しています。

リーフレットにはそのほか、花粉を室内に持ち込まないために以下を掲げています。

- ・花粉が付きにくく露出の少ない服装を心がけましょう
- ・手洗い、うがい、洗顔、洗髪で花粉を落としましょう
- ・換気方法を工夫しましょう
- ・洗濯物や布団の外干しを控えましょう

このほか、リーフレットでは対症療法や免疫療法などの治療方法についても掲載しています。

スギ花粉の飛散量は2月から5月頃が多い時期です。花粉症患者は飛散量が多い日は症状が酷くなり、生活や仕事に影響を及ぼします。企業の取組みとしては、花粉症に関する知識や情報を発信し、従業員が働きやすいように環境整備することが必要です。テレワークが可能な業務については、鼻水やくしゃみがひどくて仕事が手につかないよりも賢明な選択肢といえるかもしれません。

【日本花粉学会「花粉情報等標準化委員会】

http://www.psj3.org/jp/PSJ_polleninfo_standardization.pdf

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]

【環境省・厚生労働省「花粉症対策～スギ花粉症について日常生活でできること】

<https://www.env.go.jp/content/000194676.pdf>

3月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]